

社会福祉法人 昭壽会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人昭壽会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 理事長とは、定款第16条2項に基づき置かれる者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、理事長以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。よって、その職にあつて、支給されるものではない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 この法人の理事長は、法人職員が加入する退職金共済加入対象とする。
- 3 この法人の理事長は、常勤者として社会保険加入対象とする。
- 4 理事長以外の役員には、報酬を支給しない。ただし、別表2に定める規程により費用を弁償する。
- 5 評議員には、定款第8条の定めにより、報酬を支給しない。別表4に定める規程により費用を弁償することができる。
- 6 職員兼務の理事については、職員給与規定により給与・賞与・退職金を支給し、役員としての報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて費用を弁償することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員の報酬総額は、年間1,000万円以内とする。

- 3 理事長に対する報酬は、別表1「理事長の報酬」に定める額とする。
- 4 非常勤理事に対する報酬は、別表2「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 5 監事に対する報酬は、別表3「監事の報酬」に定める額とする。
- 6 評議員の費用弁償は、別表4「評議員の費用弁償」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 理事長には、通勤に要する交通費としての通勤手当は支給しないものとする。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、社会福祉法人昭壽会役員旅費規定により支給することができる。

(報酬等の支給日)

第8条 この法人の理事長の報酬は、年額を12ヶ月で除した金額を毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支給する。

(報酬等の支給方法)

第9条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(役員等の職務証跡)

第11条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿の作成に協力するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

別表 1 理事長の報酬

報酬（年額）	7,500,000円
--------	------------

別表 2 非常勤理事の報酬

名 称	報 酬	費用弁償
理事会出席	無し	2,200円
評議員会出席	無し	2,200円

別表 3 監事の報酬

名 称	報 酬	費用弁償
理事会出席	無し	2,200円
評議員会出席	無し	2,200円
監事監査・監督官庁の实地指導等	無し	20,000円

別表 4 評議員の費用弁償

名 称	報 酬	費用弁償
評議員会出席	無し	2,200円

* 理事会・評議員会等出席に対しては、費用弁償額を超えるものについて、理事長の判断にて実費を支給することができる。